

都市再生整備計画事業制度の再編等について（案）

～立地適正化計画に基づく事業への集中支援等～

国土交通省 都市局
市街地整備課・街路交通施設課

1. 令和2年度からの制度再編等の概要

2. 新規事業「都市構造再編集中支援事業（個別支援制度）」の概要

3. 都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）の見直しの概要

4. まちなかウォーカブル推進事業（都市再生整備計画事業の拡充）の概要

5. 今後のスケジュール

1. 令和2年度からの制度再編等の概要

今回の制度再編等の背景

【個別補助化の更なる推進について】

- 令和元年度予算においては、地域の防災力強化やインフラ老朽化対策等の観点から、地方公共団体が実施する河川・道路・港湾等の事業に対して集中的に支援することを可能とする個別補助制度を創設・拡充したところ。
- 引き続き、令和2年度予算においても、ストック効果を早期・着実に発現させる必要があるものについて、個別補助化を推進する。

【国民の安全・安心の確保】

- ・ 危険性の高い区間等における河道掘削事業
- ・ 老朽化した防災インフラ（河川管理施設等）の更新・改良
- ・ 雨水処理を担う大規模な下水道施設の整備
- ・ 道路メンテナンス事業（老朽化対策）
- ・ 無電柱化推進計画事業
- ・ 砂防事業と連携した道路の土砂災害対策事業

【生産性と成長力の引上げの加速】

- ・ 港湾の物流効率化促進連携事業

【豊かで暮らしやすい地域づくり】

- ・ 立地適正化計画に基づくエリアを限定した集中的なまちづくり事業
- ・ 子育て世帯や高齢者が暮らしやすい地域生活拠点型の再開発事業

※ 事業例は、全て制度の創設

等

出典：令和2年度予算決定概要（令和元年12月 国土交通省）

今回の制度再編等の背景

〈 背 景 〉

- 人口・世帯減少の本格化、自然災害の頻発・激甚化など、経済社会情勢の大きな変化に直面するなか、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図る必要がある。
- この対応にあたっては、市街地の拡散や災害ハザードエリアへの立地を抑制した上で、都市の限られた資源を効果的・効率的に活用し、期間とエリアを定めた一体的・集中的なまちづくりが急務。



- 「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内（概ね5年）の医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対して総合的・集中的な支援を行う個別支援制度「都市構造再編集中支援事業」を新たに創設。

これまでの制度の変遷

H16年度

まちづくり交付金事業

事業主体：市町村等
交付対象：公共公益施設の整備等

社会資本整備総合交付金の
基幹事業の一つとして移行

H22年度

社会資本整備総合交付金事業 (都市再生整備計画事業)

事業主体：市町村等
交付対象：公共公益施設の整備等

H24年度補正

地方都市リノベーション事業

事業主体：市町村等
交付対象：誘導施設及び公共公益施設の整備等

H26年度

都市再構築戦略事業

事業主体：市町村等
交付対象：誘導施設及び公共公益施設の整備等

都市機能立地支援事業

事業主体：民間事業者等
交付対象：誘導施設の整備

まちなかにおける既存ストックの修復・
利活用を重点的・一体的に支援す
るため、新規制度を創設

都市再生整備計画に位置付けられた
事業のうち立地適正化計画に基づく
事業を個別支援制度化

左記個別支援制度化に
合わせて統合

R2年度

まちなか ウォーカブル 推進事業

都市構造再編集集中支援事業（個別支援制度）

事業主体：市町村、民間事業者等
交付対象：誘導施設及び公共公益施設の整備等

今回の制度再編等のイメージ

<現行>

<社会資本整備総合交付金>

都市再生整備計画事業※1

うち、都市再構築戦略事業

【立地適正化計画を作成している市町村】

- 対象区域: 都市機能誘導区域内(人口集中地区内等に限る)
- 事業主体: 市町村等
- 対象事業: 都市機能誘導施設及び周辺公共公益施設
- 国費率: 1/2

【立地適正化計画を作成している市町村】

- 対象区域: 居住誘導区域内
- 事業主体: 市町村等
- 対象事業: 公共公益施設の整備等
- 国費率: 45%・40%

【立地適正化計画を作成していない市町村】

- 対象区域: 市街化区域等内のうち、鉄道駅から半径1km・バス停から半径500mの範囲内
- 事業主体: 市町村等
- 対象事業: 公共公益施設の整備等
- 国費率: 40% (都市再生緊急整備地域等は45%へ嵩上げ)

○立地適正化計画に基づく事業に係る支援制度を集約・個別支援制度化し、集中支援

○以下の場合、都市構造再編集中支援事業の支援対象から除外
・居住誘導区域にレッドゾーンを含めている場合
・11号条例の不適切な運用を行っている場合

<令和2年度～>

<個別支援制度>

【立地適正化計画を策定している市町村のみを集中的に支援】

都市構造再編集中支援事業

- 対象区域: 都市機能誘導区域内
- 事業主体: 市町村、民間事業者等※2
- 対象事業: 都市機能誘導施設、周辺公共公益施設の整備等
- 国費率: 1/2

- 対象区域: 居住誘導区域内
- 事業主体: 市町村等
- 対象事業: 居住環境向上に資する公共公益施設の整備等
- 国費率: 45%

<社会資本整備総合交付金>

【立地適正化計画策定に向けた具体的取組を開始・公表している市町村を対象】

都市再生整備計画事業※3

- 対象区域: 市街化区域等内のうち、鉄道駅から半径1km・バス停から半径500mの範囲内等
- 事業主体: 市町村等
- 対象事業: 公共公益施設の整備等
- 国費率: 40% (都市再生緊急整備地域等は45%へ嵩上げ)

支援対象外

【その他の市町村】

支援対象外(経過措置5年間)

※1 市街化区域等外における歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画等、観光等地域資源の活用に関する計画関連の事業を除く(観光等地域資源の活用に関する計画関連の事業については、再編後も引き続き、都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)により支援)。

※2 都市機能立地支援事業(民間事業者への都市機能誘導施設整備への補助)については、再編にあわせて都市構造再編集中支援事業へ統合。

※3 令和2年度から新たに創設予定のまちなかウォーカブル推進事業を含む(4. まちなかウォーカブル推進事業(都市再生整備計画事業の拡充)の概要)を参照)。

2. 新規事業「都市構造再編集中支援事業 （個別支援制度）」の概要

都市構造再編集集中支援事業(個別支援制度)の概要

未定稿

令和2年度創設

○「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内(概ね5年)の医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対して総合的・集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体:市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率:1/2(都市機能誘導区域内)※、45%(都市機能誘導区域外)

※都市機能誘導区域の面積の市街化区域等の面積に占める割合が50%以上の場合は国費率を45%に引き下げ。

対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画(都市再生整備計画)に基づき実施される以下の事業

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設等)、高質空間形成施設(歩行支援施設等)、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設)※、土地区画整理事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業(市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業)

＜民間事業者等＞

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※の整備

ーただし、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額(補助対象事業費の2/3)に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を国の支援額とする。



※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区を除く市町村及び当該市町村の民間事業者等を支援対象とする。

施行地区

○都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に定められている地区

ーただし、以下の市町村を除く※1。

- ・都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村
- ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村

※1 令和3年度末までに提出される都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。

ーなお、以下の区域を施行地区に含むことができる。

- ・水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する計画(以下「水辺まちづくり計画」という。)がある場合は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域※2

※2 対象事業は水辺まちづくり計画に位置付けられている事業等に限る(災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な施設の整備を除く)。

- ・空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している区域※3

※3 対象事業は緑地等の整備に限る。

事業主体

- 市町村及び市町村都市再生協議会
- 市町村から間接補助を受けて事業を実施する特定非営利法人等

対象事業

- 都市再生整備計画に基づき実施される誘導施設及び公共公益施設の整備等
- なお、以下の市町村の事業を除く。

- ①都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村
- ②市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村

〈経過措置〉

令和3年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。

都市構造再編集集中支援事業(個別支援制度) ～市町村等への支援～

○対象事業一覧

対象事業	対象施設
1.事業活用調査	
2.まちづくり活動推進事業	提案事業
3.地域創造支援事業	
4.道路	
5.公園	
6.古都保存・緑地保全等事業	
7.河川	
8.下水道	
9.駐車場有効利用システム	
10.地域生活基盤施設	1 緑地
	2 広場
	3 駐車場(共同駐車場を含む。)
	4 自転車駐車場
	5 荷物共同集配施設
	6 公開空地(屋内空間を含む。)
	7 情報板
	8 地域防災施設
	9 人工地盤等
11.高質空間形成施設	1 緑化施設等
	2 電線類地下埋設施設
	3 電柱電線類移設
	4 地域冷暖房施設(設計に要する費用に限る。)
	5 歩行支援施設・障害者誘導施設等
	6 情報化基盤施設

・誘導施設を整備する場合
(旧都市再構築戦略事業)
でも提案事業を実施可能

対象事業	対象施設
12.高次都市施設	1 地域交流センター
	2 観光交流センター
	3 まちおこしセンター
	4 子育て世代活動支援センター
	5 複合交通センター
13.誘導施設	1 医療施設
	2 社会福祉施設
	3 教育文化施設
	4 子育て支援施設
14.既存建造物活用事業	1 地域生活基盤施設
	2 高質空間形成施設
	3 高次都市施設
	4 誘導施設
15.土地区画整理事業	
16.市街地再開発事業	
17.住宅街区整備事業	
18.バリアフリー環境整備促進事業	
19.優良建築物等整備事業	
20.住宅市街地総合整備事業	
21.街なみ環境整備事業	
22.住宅地区改良事業等	
23.都心共同住宅供給事業	
24.公営住宅等整備	
25.都市再生住宅等整備	
26.防災街区整備事業	

・「中心拠点誘導施設」、
「連携生活拠点誘導施設」、
「生活拠点誘導施設」、
「高齢者交流拠点誘導施設」を
「誘導施設」として再編。
・「誘導施設」の整備については
都市機能誘導区域内全域で
実施可能。

※地域創造支援事業のうち建築物である施設、高次都市施設（複合交通センターを除く。）及び誘導施設の整備については、1箇所における整備に要する費用は21億円（市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して施設を整備する場合にあっては、30億円）を限度とする。また、誘導施設の整備については、隣接市町村が連携して立地適正化計画を作成し、共同利用する施設を整備する場合にあっては30億円を限度とする。

都市構造再編集集中支援事業(個別支援制度) ～市町村等への支援～

施行地区

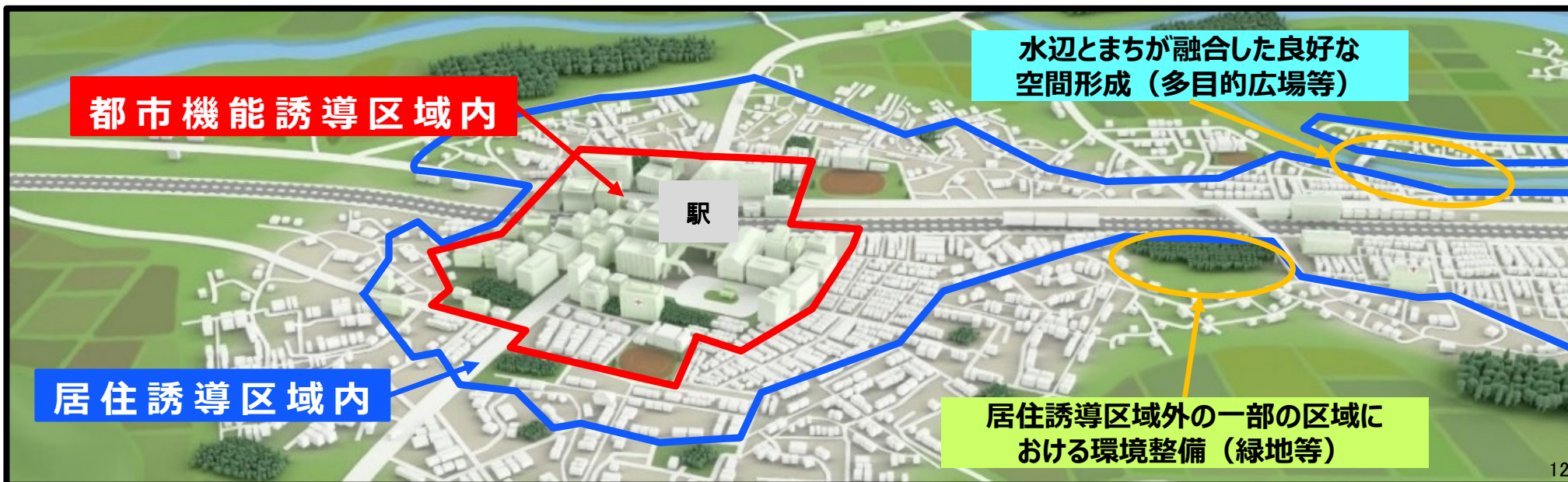
○都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の

「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に定められている地区

○以下の区域を施行地区に含むことができる（今回改正事項）。

○水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する計画（以下「水辺まちづくり計画」という。）がある場合は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域 ※対象事業は水辺まちづくり計画に位置付けられている事業等に限る（災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な施設の整備を除く）。

○空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している区域 ※ 対象事業は緑地等の整備に限る。



都市構造再編集集中支援事業(個別支援制度) ～市町村等への支援～

国 費 率 (今回改正事項)

都市機能誘導区域内： 1 / 2 (都市機能誘導区域の面積の市街化区域等の面積に占める割合が50%以上の場合は国費率を45%に引き下げ。)

都市機能誘導区域外： 45%

交付限度額の算出方法

「都市機能誘導区域内において実施する事業の交付対象事業費の合計の1 / 2」と
「居住誘導区域内において実施する事業の交付対象事業費の合計の45%」を足した額と
「都市再生特別措置法施行規則第16条第1項の規定に基づき算出した額」のいずれか少ない額が
交付限度額となる。

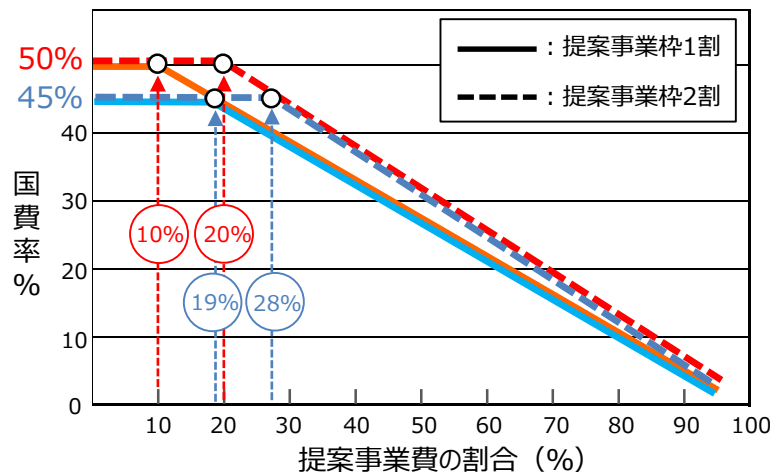
提 案 事 業 枠

○提案事業（事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業）の
提案事業枠は交付限度額の1割を上限とする。

○ただし、次の要件を満たす場合は2割を上限とする。

- 都市再生整備計画の区域と都市機能誘導区域の重複する部分が、いずれかの計画区域の概ね2 / 3以上であり、かつ、商業、業務及び居住等の都市機能が相当程度集積し、立地適正化計画に位置付けられた主要な事業等が存する一団の土地の区域を含むこと 等

▼交付対象事業費に占める提案事業費割合と国費率の関係



都市構造再編集集中支援事業(個別支援制度) ～民間事業者等への支援～

事業主体

○民間事業者等（独立行政法人都市再生推進機構、特定非営利活動法人等を含む。）

対象事業

○次の全てに適合する誘導施設（医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設）の整備

- ①立地適正化計画に定められた誘導施設を整備する事業であること
- ②都市再生整備計画において都市構造再編集集中支援関連事業として位置付けがあること
- ③市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援※を行う事業であること

（ただし、都道府県が当該支援を行う場合にあっては、市町村が財政上のその他の支援を講じる事業であること。）

※事業主体に公的不動産を譲渡若しくは賃貸する際の価格を減免、誘導施設又は誘導施設の存する土地（事業主体が所有するものに限る。）に係る固定資産税若しくは都市計画税を減免すること。

○なお、以下の市町村の事業を除く。

- ①都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村
- ②市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村

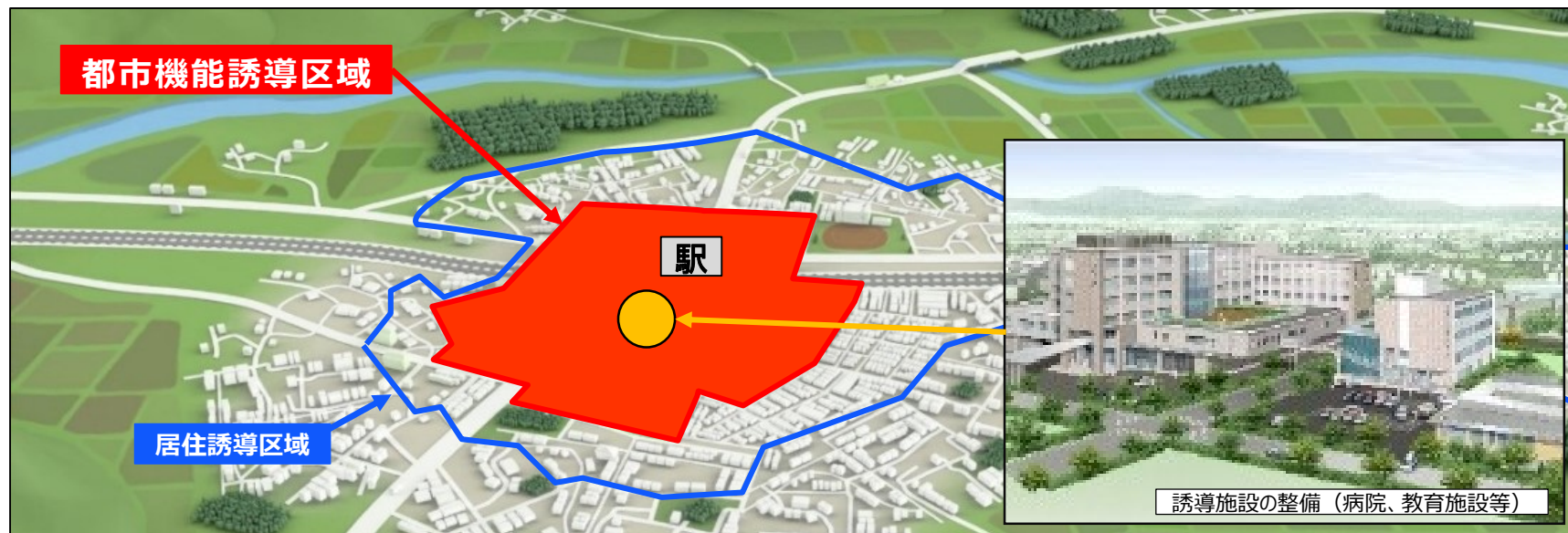
〈経過措置〉

令和3年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。

都市構造再編集中支援事業(個別支援制度) ～民間事業者等への支援～

施行地区 (今回改正事項)

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」



国費率

国費率： $1 / 2$ (都市機能誘導区域の面積の市街化区域等の面積に占める割合が50%以上の場合は国費率を45%に引き下げ。)

支援額の算出方法

- 事業主体に対する市町村からの支援相当額と補助基本額（補助対象事業費の $2 / 3$ ）の $1 / 2$ のいずれか低い額を国からの支援額とする。
- 補助対象事業費に算入できる専有部整備費は、整備に要する費用の23%とする。

都市構造再編集集中支援事業(個別支援制度) ～その他個別の改正事項～

① 誘導施設の整備主体の追加

○中枢中核都市の機能強化のため、中枢中核都市（三大都市圏域の政令市）が周辺市町村と連携した立地適正化計画を作成した場合、誘導施設の整備主体として、三大都市圏域の政令市及び特別区を除く市町村及び当該都市の民間事業者等に以下を追加する。

○ただし、周辺市町村と機能分担して共同で活用・整備する誘導施設整備に限る。

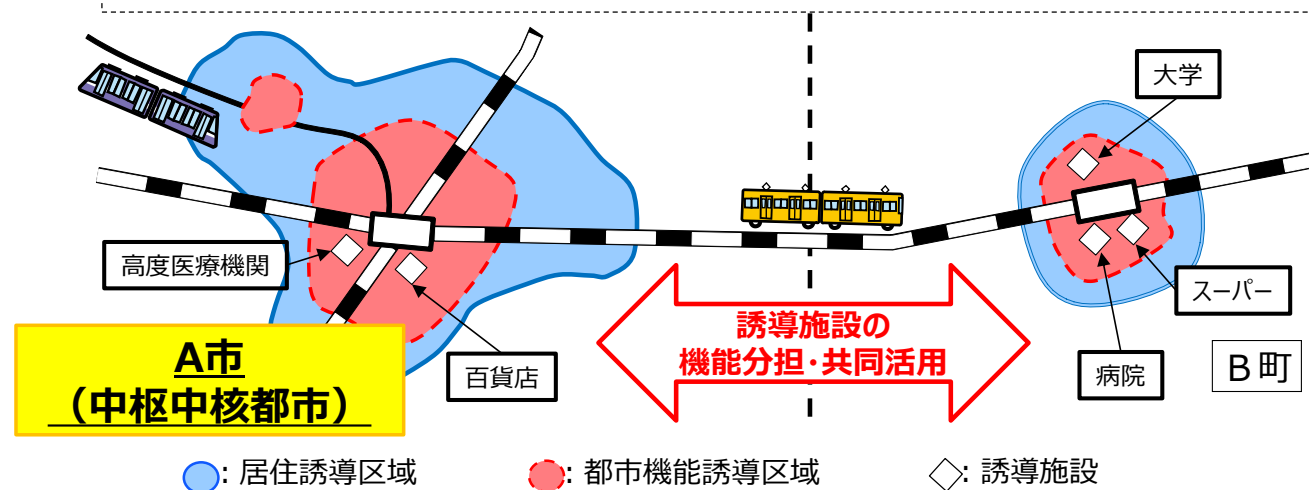
【誘導施設の整備主体】

現
行

三大都市圏域の政令市及び特別区を除く市町村及び当該都市の民間事業者等

拡
充

三大都市圏域の政令市のうち、周辺市町村と連携した立地適正化計画を作成した中枢中核都市及び当該都市の民間事業者等を追加。



都市構造再編集集中支援事業(個別支援制度) ～その他個別の改正事項～

② 誘導施設整備に係る支援要件の追加(市町村等)

○官民連携による効果的な誘導施設の整備を推進するため、誘導施設の整備主体が市町村等の場合の支援要件に以下を追加する。

【支援要件】

現
行

1. 維持管理費を算出し国へ提出していること。
2. 1)～4)のいずれかに合致すること。
 - 1)郊外からまちなかへの移転
 - 2)施設の統廃合
 - 3)他施設との合築
 - 4)公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。
3. 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。
4. 他省庁の補助制度がないこと。
5. 民間資金等の活用を検討すること。



追
加
要
件

○計画・設計段階から民間ノウハウを活用して効率的なサービス提供や施設規模の適正化等を検討すること。

都市構造再編集中支援事業(個別支援制度) ～その他個別の改正事項～

③誘導施設整備に係る補助対象事業費のかさ上げ要件の追加 (民間事業者等)

- 民間による災害弱者施設 (病院、老人デイサービスセンター、乳幼児一時預かり施設等) の災害ハザードエリアから都市機能誘導区域への移転を促進するため、誘導施設の整備主体が市町村から間接補助を受けて事業を実施する特定非営利法人等及び民間事業者等の場合において、補助対象事業費のかさ上げ (1.2倍) の要件に以下を追加する。

現
行

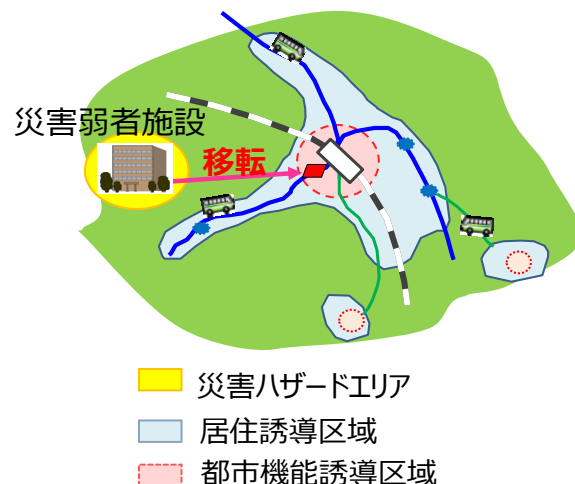
- ①低未利用地での施設整備、②複数機能を有する (共同利用含む) 施設整備、
③既存建造物の改修、④複数の敷地の集約・整序を行う事業



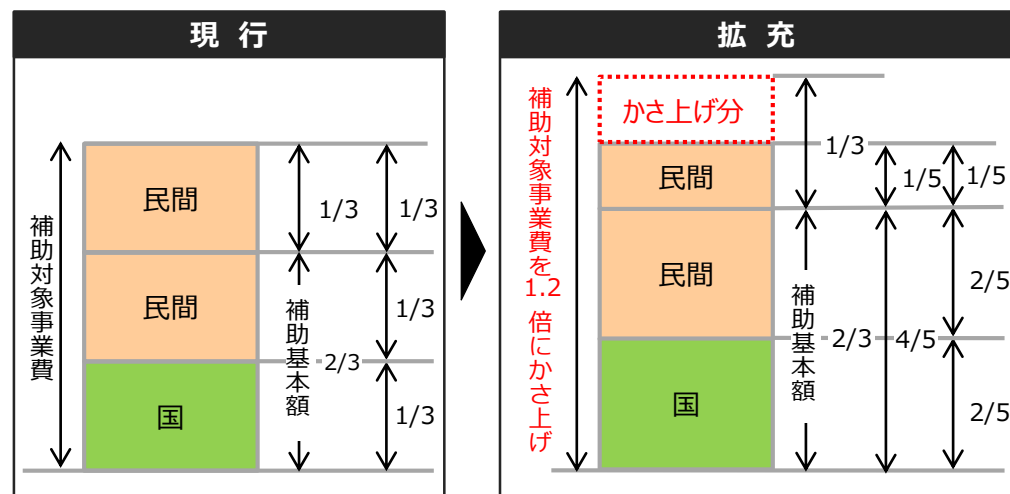
追
加
要
件

- ⑤災害ハザードエリア※ から移転を行う事業
(立地適正化計画に位置付けた防災対策として実施する事業に限る。)

※建築基準法で定める災害危険区域や浸水想定区域など災害の恐れがある区域



＜補助対象事業費かさ上げのイメージ (民間直接補助の場合)＞



3. 都市再生整備計画事業

(社会資本整備総合交付金)の見直しの概要

都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)の概要

未定稿

令和2年度改正

○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。

交付対象:市町村、市町村都市再生協議会

交付率:概ね4割(歴史的風致維持向上計画関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ)

対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画(都市再生整備計画)に基づき実施される以下の事業

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設等)、高質空間形成施設(歩行支援施設等)、高次都市施設(地域交流センター、観光交流センター等)、既存建造物活用事業、土地区画整理事業 等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業(市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業)



施行地区

○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①】

○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表^{※1}しており、かつ、都市再生整備計画の区域が以下のいずれかの区域に定められているもの。

- ・市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅^{※2}から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場^{※2}から半径500mの範囲内の区域
- ・市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

^{※1} 立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等(①市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等)により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

^{※2} ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。

【要件②】

○市町村において、歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市再生整備計画において記載されている当該市町村における都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域(市街化区域等を除く)。

<経過措置>

○令和2年度の改正要綱の施行から令和6年度末までに提出される都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。

都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)の見直しについて

○都市構造再編集集中支援事業（個別支援制度）の創設等を踏まえ、都市再生整備計画事業について以下の見直しを行う。

- （１）施行地区の見直し
- （２）都市再構築戦略事業の廃止
- （３）立地適正化計画関連の交付率及び提案事業枠の引き上げ措置の廃止

都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)の見直しについて

○以下のとおり、施行地区を見直す。

※市街化区域等外における歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画等、観光等地域資源の活用に関する計画関連の事業を除く（観光等地域資源の活用に関する計画関連の事業については、再編後も引き続き、都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）により支援）。

現
行

- ①立地適正化計画を作成している市町村においては、居住誘導区域内
- ②立地適正化計画を作成していない市町村においては、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅から半径1 kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内の区域（いずれもピーク時運行本数が片道3本以上を満たすもの）



見
直
し
後

○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表※しており、かつ、都市再生整備計画の区域が以下のいずれかの区域に定められているもの。

- ①市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅から半径1 kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内の区域（いずれもピーク時運行本数が片道3本以上を満たすもの）
- ②市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

※原則として具体的な取組を開始・公表してから5年間経過するまでに、計画を作成することが確実と見込まれる場合にのみ、事業実施が可能。

※立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等）により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

4. まちなかウォークابل推進事業

（都市再生整備計画事業の拡充）の概要

○都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援する事業。

事業主体:【交付金】市町村、市町村都市再生協議会 【補助金】都道府県、民間事業者等
国費率:1／2

施行地区

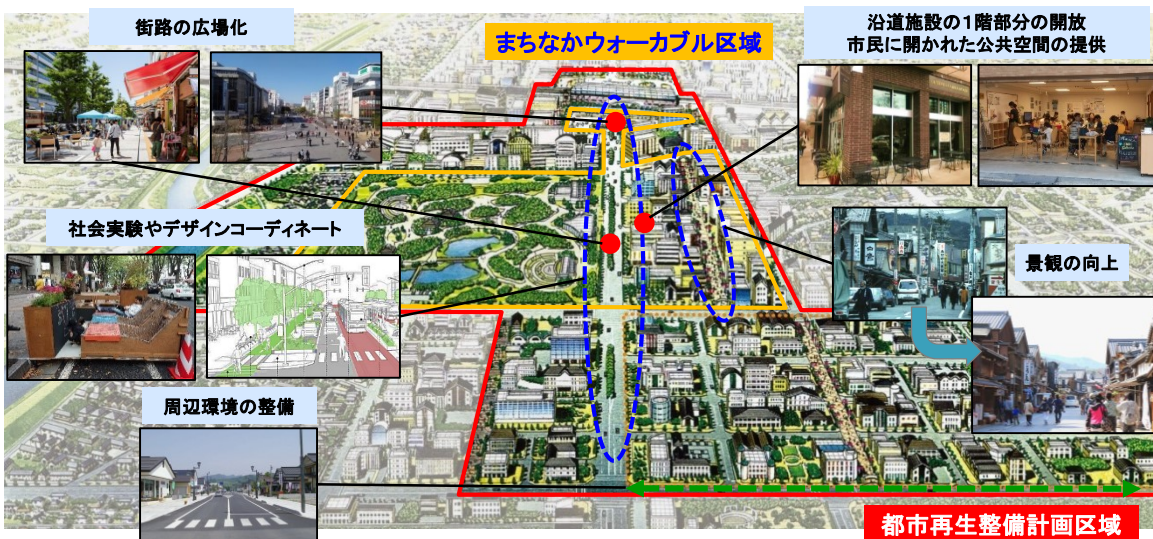
- ①都市再生整備計画事業の施行地区、かつ、
②まちなかウォーカブル区域 (周辺環境整備に係る事業を含む)

※まちなかウォーカブル区域の設定については、令和3年度までの経過措置を想定

対象事業

【基幹事業】
道路、公園、既存建造物活用事業 その他、既存ストックの修復・改変メニューに限定

【提案事業】
都市再生整備計画事業と同様 (提案事業枠は2割を上限とする)



○ウォーカブルな空間整備

- 道路、公園、広場等の既存ストックの改修・改変
- まちなかウォーカブル区域を下支える周辺環境の整備
例)街路の広場化、バリアフリー環境の創出、公共空間の芝生化・高質化 等

○アイレベルの刷新

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、市民に開かれた民間による公共空間の提供
- 1階部分の透明化等の修景整備
例)沿道施設の1階部分の開放、市民に開かれた公共空間の提供 等

○滞在環境の向上

『滞在環境整備事業』を新たに基幹事業として創設

- 滞在環境の向上に資する屋根やトランジットモール化に必要な施設等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査
例)社会実験の実施、デザイン検討・利活用施設の導入 等

○景観の向上

- 景観資源の活用
例)外観修景、照明施設の整備、道路の美装化 等

施行地区

- ①都市再生整備計画事業の施行地区、かつ、
- ②まちなかウォーカブル区域
(周辺環境整備に係る事業を含む)

※ウォーカブル区域は、概ね1km程度の以内の区域を想定



まちなかウォーカブル区域

※歩ける範囲のエリア（概ね 1 km程度以内の区域を想定）であって賑わい溢れる
まちなかづくりに必要な施策を重点的・集中的に講じる区域

都市再生整備計画区域

※まちなかウォーカブル区域を下支える周辺環境の整備を図る区域
※施行地区の要件は、都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）の要件と同様

〈経過措置〉

令和3年度末までに事業開始する場合は、事業実施地における市町村が令和3年度中にまちなかウォーカブル区域を設定することを前提に、まちなかウォーカブル区域見込地での事業実施を可能とする。

支援対象事業

- 基幹事業について、既存ストックの利活用という観点から、都市再生整備計画事業から、いわゆるハコモノ・住宅の新設等を支援対象外とする一方、
- 新たな基幹事業「滞在環境整備事業」の立ち上げや、外観の修景整備、建物内の公共空間整備等を新たに支援対象化

※支援対象事業の詳細は次項参照

国費率・提案事業枠

- 国費率：1／2
- 提案事業枠：2割を上限

事業主体

- 都道府県、民間事業者等（独立行政法人都市再生機構等を含む）を新たな事業主体に追加

支援対象事業

対象事業	対象施設
1.事業活用調査	提案事業
2.まちづくり活動推進事業	
3.地域創造支援事業	
4.道路	
5.公園	
6.駐車場有効利用システム	
7.地域生活基盤施設	1 緑地
	2 広場
	3 駐車場(共同駐車場等)【明確化】
	4 自転車駐車場
	5 荷物共同集配施設
	6 公開空地(屋内空間を含む。)
	7 情報板
	8 地域防災施設
	9 人工地盤等

対象事業	対象施設
8.高質空間形成施設	1 緑化施設等【明確化】
	2 電線類地下埋設施設
	3 電柱電線類移設
	4 地域冷暖房施設(設計に要する費用に限る。)
	5 歩行支援施設・障害者誘導施設等
	6 情報化基盤施設
9.既存建造物活用事業【拡充】	1 地域生活基盤施設
	2 高質空間形成施設
	3 高次都市施設
	4 誘導施設
10.土地区画整理事業	
11.市街地再開発事業	
12.バリアフリー環境整備促進事業	
13.街なみ環境整備事業【拡充】	
14.滞在環境整備事業【創設】	

○支援対象事業の創設・拡充・明確化

1) 滞在環境整備事業【創設】

滞在者の快適性の向上に資する屋根やトランジットモール化に必要な施設等の整備、社会実験・コーディネート等を支援対象事業に追加。

2) 街なみ環境整備事業【拡充】

沿道施設の1階部分の開放等に資する修景整備等を支援するため、対象区域に「まちなかウォークアブル区域」を追加。ただし、1階部分の整備に限る。

3) 既存建造物活用事業【拡充】

沿道施設の1階部分の開放等に資するリノベーション等を支援するため、市民に開かれた民間による公共空間の提供を支援対象に追加。

4) 地域生活基盤施設【明確化】

駐車場の整備について、「荷捌き駐車場、駐車場出入口付替」を明確化

5) 高質空間形成施設【明確化】

緑化施設等の整備について、「給電・給排水施設」を明確化

5. 今後のスケジュール

今後のスケジュール

- 説明会開催 R2年1月14日
・都市再生整備計画事業制度の再編等について 等
- 本要望調書提出（地整→本省） R2年1月27日
- 計画変更協議 随時受付
- 内定通知 R2年3月下旬頃
- 改正要綱の施行 R2年4月1日
- 交付申請・交付決定 R2年4月以降

※今後、「都市構造再編集中支援事業」及び「まちなかウォークブル推進事業」に係る市町村からの個別の相談に対応する「個別相談会」を各地方整備局等毎に開催予定。